

重点事業（2）	救急医療体制の整備
目指すべき姿(目標)	県民が必要な時に必要な医療が受けられるよう、限られた医療資源を活用し、救急医療体制が充実した地域を目指します。
現状と課題	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師不足により、初期救急、二次救急ともに、各医療機関の体制整備の維持が厳しい状況となっている。峡北地区では管外への救急搬送が約4割(H23年度)であり、医療資源の地域格差が生じている。 ・二次救急医療機関に多くの軽症患者が受診することで、二次医療機関が本来担うべき救急医療に支障をきたすことがある。 ・救急搬送患者には帰宅可能な軽症者が一定数おり、一部には不要不急にも係わらず安易に救急車を利用している例がある。 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①限られた医療資源を有効に活用し、地域格差を解消するため、地域の実情に合った二次救急医療体制を整備・維持すること。 ②地域の実情に応じて初期救急医療体制の充実を図るとともに、住民に対して周知すること。 ③救急車の適正利用を心がけるよう、住民に対して理解を促すこと。
山梨県地域保健医療計画での位置付け	第5章 第8節 救急医療、 第7章 第1節 健康危機管理体制

施策の展開	行動計画	工程表(年度別事業計画)					目標		
		H25	H26	H27	H28	H29	策定時	5年後(H29)	
<p>○地域保健医療推進委員会の調整により、医療圏の実情に応じた休日・夜間の病院群輪番制の円滑な運用に努めます。</p> <p>○在宅当番医制、夜間救急センター、休日等歯科診療所に対する支援を引き続き実施するとともに、初期救急医療体制の充実に向け、検討を進めます。</p> <p>○各圏域の地域保健医療推進委員会と連携をとりながら、救急医療の適正利用に関する普及・啓発を行います。</p>	<p>○救急医療体制検討のためのワーキンググループ会議を開催し、救急医療体制の課題や体制整備のための検討を行います。</p> <p>○峡北支所においては、北巨摩地域救急医療検討会を実施し、上記ワーキンググループ会議に報告、検討結果を共有します。</p> <p>○連絡票等により救急医療に関する困難事例の収集・分析を行います。</p> <p>○県ホームページ、市町の広報、地域住民が集まる会合等を活用し、救急医療の適正利用についての普及・啓発を行います。</p>						<p>○ワーキンググループ会議の開催 年1～2回</p> <p>○会議の開催 年2回</p> <p>○事例の収集</p> <p>○ホームページや保健所だより、市町の広報等を利用した啓発活動</p>	<p>○ワーキンググループ会議や検討会を継続開催し、救急医療体制の見直しを行い、地域の実情にあった体制が整備されている。</p> <p>○収集した事例を分析、ワーキンググループ会議等で情報を共有することにより、救急搬送の円滑な運用が図られている。</p> <p>○ホームページ、市町の広報のほか、地域住民が集まる会合等でのチラシの配布などにより、積極的な啓発活動を実施している。</p>	

重点事業 (3)	大規模災害時医療救護体制の強化
目指すべき姿(目標)	県民の生命や健康を脅かす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、健康被害の発生予防、拡大防止等を図るため、健康危機に対する管理体制を強化し、災害に強い安全・安心な地域を目指します。
現状と課題	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県大規模災害時医療救護マニュアルに基づき、机上訓練を毎年実施している。振り返り会議を実施し、内容の向上を図っている。 ・災害時の体制整備のため、H23年に「避難所保健衛生チェックリストモデル」、H24年に「避難所における要援護者支援チェックリストモデル」を作成した。 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①H23.3に発生した東日本大震災における教訓を生かし、発災時に実践的な医療救護が行えるよう、関係機関とのリスクコミュニケーション(*)を強化し、ソーシャルキャピタル(**)を活用していくこと。 ②「避難所保健衛生チェックリストモデル」、「避難所における要援護者支援チェックリストモデル」をさらに県民や関係機関に啓発すること。 <p><small>* リスクコミュニケーション: 社会におけるリスク(危険性・どのくらい危険があるか、あるいはどのくらい安全なのか)に関する正確な情報・状況を行政・専門家・住民などの関係者間で共有し、意思疎通を図りながら、合意形成を行なうこと。</small></p> <p><small>** ソーシャルキャピタル: 地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本。</small></p>
山梨県地域保健医療計画での位置付け	第5章 第9節 災害医療、 第7章 第1節 健康危機管理体制

施策の展開	行動計画	工程表(年度別事業計画)					目標		
		H25	H26	H27	H28	H29	策定時	5年後(H29)	
<p>○災害時、医療救護活動が円滑に行われるよう、医療機関、消防、市町、関係団体等とのさらなる連携強化を図ります。</p> <p>○医療機関の被災状況や医療救護所の設置状況等を把握し、医療救護班の派遣、受入、配置などの調整が適切に行える体制を整備するなど、保健所の地区医療救護対策本部としての災害時派遣調整機能を強化します。</p> <p>○市町を通して住民に対し、災害時医療に関する知識・普及啓発を行います。</p>	<p>○災害発生時における情報の伝達を円滑に実施するため、医療機関や市町等の関係機関との間で情報伝達訓練を実施します。また、実働的な訓練を交えた情報伝達訓練を実施します。</p> <p>○災害時対応のあり方について関係機関と検討を重ねます。</p> <p>○保健所で作成した「避難所保健衛生チェックリストモデル」及び「避難所における要援護者支援チェックリストモデル」を周知し、災害時に避難所で必要とされることを市町を通して県民へ普及啓発します。</p>						<p>○情報伝達訓練 年1回 訓練説明会 年1回 訓練評価・検証会議 年1回</p> <p>○救急ワーキンググループ会議(本所・支所合同)及び北巨摩地域救急医療検討会(支所)において災害時の連携体制について提案</p> <p>○「避難所保健衛生チェックリストモデル」及び「避難所における要援護者支援チェックリストモデル」を市町へ周知</p>	<p>○情報伝達訓練を通して関係機関とのリスクコミュニケーションが強化されている。</p> <p>○下記検討会議を通して、災害時対応のあり方を各関係機関が検討し、認識している。 ・救急ワーキンググループ会議を利用した災害時連携検討会議 ・北巨摩地域救急医療検討会</p> <p>○市町においてチェックリストモデルの活用が図られている。</p>	

重点事業（４）	感染症対策の強化
目指すべき姿(目標)	県民の生命や健康を脅かす感染症について、発生前(平時)の対策、発生時・発生後(有事・事後)の対応を万全とすることで、感染症による健康被害や社会的損害を最小限とし、安全・安心な地域を目指します。
現状と課題	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座や研修会等を通じて感染症予防対策の啓発活動を実施し、ノロウイルスやインフルエンザ等の集団発生、結核、病原性大腸菌その他感染症発生時には速やかな対応を行うことにより、感染症の予防、拡大防止を図っている。 ・新型インフルエンザ等感染症や新感染症について、平時から訓練を実施し、発生時(有事)に備えている。 ・感染症に関する情報を迅速に地域住民へ周知する方法を確保していない。 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ノロウイルス、インフルエンザ等については、幼稚園・保育所、高齢者福祉施設等において予防対策を徹底することにより、集団発生を未然に防止することが可能であることから、これらの感染症予防対策の啓発活動を充実させていくこと。また、感染症発生時の対応は、感染症の種類や発生状況を考慮し、迅速かつ効果的に行う必要があるが今はネットワークシステムが構築されていないこと。 ②新型インフルエンザ等感染症や新感染症への備えを万全とするため、訓練その他の機会をとらえ、住民への啓発、関係機関との連携、危機管理体制の確立等を図ること。 ③社会的に影響が甚大又は関心の高い感染症に関する情報を、迅速かつ適切に地域住民へ周知する方法を検討すること。
山梨県地域保健医療計画での位置付け	第5章 第12節 その他の疾病等 1感染症、 第7章 第1節 健康危機管理体制

施策の展開	行動計画	工程表(年度別事業計画)					目標		
		H25	H26	H27	H28	H29	策定時	5年後(H29)	
<p>○新興感染症発生時に、医療機関、市町、消防、関係団体等と共通認識を持って、対策を円滑に行えるよう、更なる連携の強化を行います。また、その連携をより積極的な予防強化へ活用します。</p> <p>○平常時から感染症まん延防止対策を理解し、発生時の対策に協力が得られるよう、公共施設や学校施設、職域との連携を深めます。</p> <p>○感染症アウトブレイク発生に伴う混乱を最小限にするため、平常時から県民に対する普及啓発を行います。</p>	<p>○新興感染症発生時において関係機関が適切に対応できるよう、対策会議の内容を充実し、関係者の理解と認識を深めます。また、ネットワークシステムの構築を目指します。</p> <p>○発生時に迅速な行動を取るため、実質的な訓練を目指し、関係機関やソーシャルキャピタルを活用できるような内容を検討していきます。</p> <p>○重要な情報発信をより広く行うため保健所ホームページを充実させ、県庁の公式facebook等の活用を進めます。</p>						<p>○対策会議:年1回</p> <p>○保健所単体の訓練を実施している。</p> <p>○保健所ホームページの感染症情報の掲載</p>	<p>○関係機関が瞬時に情報を共有でき、相互に情報交換ができるネットワーク作りができ、感染症対策について共通の認識を持っている。</p> <p>○関係機関を交えた訓練が実施され、感染症発生時により迅速かつ実働的な対応ができる。</p> <p>○保健所ホームページの感染症情報を充実し、県庁公式facebookを活用している。社会的に影響が甚大又は関心の高い感染症に関する情報を、迅速かつ適切に広く地域住民へ周知できる。</p>	

重点事業（5）	食中毒対策の推進
目指すべき姿(目標)	衛生的な食品の取扱いを徹底することにより、飲食物に起因する健康被害(食中毒)の発生や拡大を防止する地域を目指します。
現状と課題	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原発事故による食品の放射性物質汚染、腸管出血性大腸菌を原因とする生肉による重篤な食中毒の発生などにより、消費者の食に対する安全・安心の意識は極めて高くなっている。 ・県内では食肉(特に鶏肉)に起因するカンピロバクター食中毒や冬季のノロウイルス食中毒が多発している。特にH24.12には患者数1,400人を超える県内過去最大規模のノロウイルス食中毒が発生した。 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①食中毒による健康被害を最小化するため、山梨県食品衛生監視指導計画に基づく食品衛生監視を実施するとともに、食品等事業者の自主管理を推進すること。 ②的確な発生時対応を実施し、疫学調査を強化すること。 ③食品等事業者、消費者とのリスクコミュニケーションを促進すること。
山梨県地域保健医療計画での位置付け	第7章 第4節 食品の安全確保対策

施策の展開	行動計画	工程表(年度別事業計画)					目標	
		H25	H26	H27	H28	H29	策定時	5年後(H29)
<p>○ノロウイルスやカンピロバクターなどによる食中毒発生防止等、「山梨県食品衛生監視指導計画」に基づく効率的かつ効果的な監視指導を実施します。</p> <p>○食品等事業者関係団体に対し適切な助言・指導を行い、食品の高度衛生管理手法(HACCP)の概念を取り入れた自主衛生管理を促進します。</p> <p>○食中毒の疑い事案が発生した時、迅速で正確な疫学調査を実施し、被害の拡大防止と再発防止のための措置を講じます。</p> <p>○食品等事業者、消費者とのリスクコミュニケーションを促進します。</p>	○食品営業施設等へ監視指導を行います。						○監視率 101%(H19~23の平均) ○食中毒患者数(10万対) 28人(H23)	○監視率 100%(H29) ○食中毒患者数(10万対) 22人(H29)
	○食品製造業者の自主検査の実施を促進します。						○自主検査を実施する営業施設が全体の約35%	○自主検査を実施する営業施設が全体の約60%となり、自主衛生管理の促進が図られる。
	○食中毒事案発生時の初動調査、結果分析に関する体系的な研修を実際するとともに、外部研修等にも積極的に参加します。						○体系的なプログラムによる研修ではない、単発的な内部研修を実施	○体系的なプログラムによる研修の実施、外部研修への参加により迅速かつ正確な疫学調査、措置を講じることができる。
	○関係機関と協力しながら、食品等事業者、消費者とのリスクコミュニケーションを促進します。						○リスクコミュニケーション 消費者:1回開催	○リスクコミュニケーションの促進 消費者、食品等事業者各1回開催

重点事業（6）	薬物乱用防止対策の推進
目指すべき姿(目標)	薬物乱用による社会への悪影響、個人の健康被害について広く県民に啓発することにより、薬物乱用のない地域を目指します。
現状と課題	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法薬物の乱用に対する社会の関心は高く、中学校、高等学校では生徒に対して講習会を実施している。 ・地域社会においても「薬物乱用防止指導員」などが自主的な啓発活動を実施している。 ・青少年の間では薬物乱用に対する警戒心や抵抗感が薄れ深刻な状況が続いている。 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①薬物乱用は県民の身近にあり、拡大が懸念される重大な危険であることから、県、市町、教育機関、警察、各種団体が連携した普及啓発活動を行うこと。 ②薬物取扱い施設への指導を強化すること。 ③薬物関連相談事業の充実を図り、併せて青少年の喫煙等防止も強化すること。
山梨県地域保健医療計画での位置付け	第7章 第3節 薬物乱用防止対策

施策の展開	行動計画	工程表(年度別事業計画)					目標	
		H25	H26	H27	H28	H29	策定時	5年後(H29)
○中学校、高等学校に対して薬物乱用防止教室を行うとともに薬物乱用防止指導員、県、市町、教育機関、警察、各種団体等が連携して地域社会における薬物乱用防止の啓発活動を行います。	<p>○薬物乱用防止指導員と連携した、薬物乱用防止教室を開催します。</p> <p>○学校、薬物乱用防止指導員、関係団体等の協力を得ながら啓発用の資料を作成し、薬物乱用防止教室や地域での啓発活動を実施します。</p>						<p>○薬物乱用防止指導員が参加した教室は未実施</p> <p>○厚労省等が作成した啓発用資料を配布し啓発活動を実施</p>	<p>○薬物乱用防止指導員主体の教室も開催し、薬物に対する正しい知識が広く地域に普及される。</p> <p>○関係者の意見を取り入れた資料を作成し、地域の実情に即した啓発活動を実施することにより、若年層が薬物問題を身近な問題として考えるようになる。</p>